平成十九年二月

# 定例島根県議会議案 (条例)

参考資

資料

	目	次	
島根県障害者自立支援対	常臨時特例基金多	⊱例	1

## 平成19年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第81号議案

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例

# 1 提案理由

県及び市町村が障害者自立支援法の円滑な運用を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 2 条例の概要

# (1) 設置

県及び市町村が障害者自立支援法の円滑な運用を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置すること。

### (2) 積立て

基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける障害者自立 支援対策臨時特例交付金の額とすること。

### (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

### (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 基金に繰り入れること。

### (5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を 歳計現金に繰り替えて運用することができること。

### (6) 条例の失効

この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失うこと。この 場合において、基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入 歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。